

# 成田市地域公共交通再編支援業務委託

## 公募型プロポーザル募集要項

2024年8月

成田市都市部都市計画課

## (1) 業務目的

本業務は、人流等ビッグデータの取得・分析により、本市全域を対象に、駅や空港、商業施設、医療機関といった主要施設への市民の移動実態(生活圏)、移動ニーズを客観的、定量的に把握したうえで、市民・交通事業者・学生・行政など立場の異なる幅広い関係者を一堂に集め、ワークショップ等を通じた地域公共交通に係る問題意識の共有と、課題解決に向けた検討を行う。

また、一連の検討を経て、成田市地域公共交通計画における目標施策(主にコミュニティバスの再編やオンデマンド交通の見直し)の具現化に向けた実施計画(ロードマップ)を作成することを目的とする。

## (2) 業務概要

### 1. 業務名称

成田市地域公共交通再編支援業務委託

### 2. 業務の期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

### 3. 業務内容

別添「成田市地域公共交通再編支援業務委託仕様書」のとおりとする。

### 4. 提案の上限金額

16,693,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※金額は、契約額や予定価格を示すものではなく、あくまでも本業務の最大規模を示すための提案上限額であることに留意すること。

### 5. プロポーザル募集から契約締結までのスケジュール

募集から業務の受注者の選定までのスケジュールは以下のとおりとする。

・募集開始	令和6年9月11日(水)
・質問受付期限	9月18日(水)午後5時まで
・質問回答	9月20日(金)
・プロポーザル参加表明受付期限	9月25日(水)午後5時まで
・第一次審査(書類審査)	9月下旬
・第一次審査結果通知	9月30日(月)
・企画提案書等受付期限	10月3日(木)午後5時まで
・第二次審査(プレゼンテーション)	10月10日(木)
・第二次審査結果通知	10月中旬
・契約締結	10月下旬

### 6. 発注方法

本業務は、公募型プロポーザルにより受注者を決定することとし、公募型プロポーザルは本募集要項及び「プロポーザル実施要領」に基づき実施することとする。

### (3) 参加資格要件

#### プロポーザル参加資格・参加表明

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の要件のすべてを満たすものとする。

- 1) プロポーザルの参加募集開始の日までに、令和6・7年度成田市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の「委託」部門に登載されている者。
- 2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）等、経営状態が著しく不健全であるものと認められないこと。
- 4) 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者ではなく、本委託業務の開札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者ではないこと。
- 5) プロポーザルの参加募集開始の日から契約締結の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成24年4月1日施行、以下「措置要領」という。）に基づく指名停止措置（措置要領制定以前の成田市建設工事指名業者選定基準の規定による指名停止措置を含む。）、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要綱（平成27年4月1日施行）に基づく入札参加除名を受けていないこと。
- 6) 過去5年間（令和元年度以降）に本業務と同種または類似の業務の実績を有していること。

### (4) 質問の受付及び回答

#### 1. 質問の受付

本プロポーザルに関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。

##### 1) 質問方法

別紙質問書（様式4）を記入した上で、下記電子メールアドレスに送信するものとする。

##### 2) 電子メールアドレス

toshikei@city.narita.chiba.jp

##### 3) 電子メールの件名

成田市地域公共交通再編支援業務委託質問書（法人名）

##### 4) 質問受付期間

令和6年9月11日（水）～ 9月18日（水）午後5時（必着）

#### 2. 質問の回答

質問事項への回答は、令和6年9月20日（金）午後5時までに、質問者を伏せたく

えで、市ホームページ上に掲載する。

## (5) プロポーザル参加表明

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明を行うものとする。

### 1. 参加表明手続き

参加申請書類（様式1～3）を成田市都市計画課に提出することにより参加表明を行ったものとする。

### 2. 受付期間

令和6年9月11日（水）～ 9月25日（水）午後5時（必着）

### 3. 提出先

成田市役所 都市部 都市計画課（市役所5階）

### 4. 提出書類

- ①参加申請書（様式1）
- ②法人の概要（様式2）
- ③業務実績調書（様式3）

### 5. 提出方法

持参または郵送とし、いずれの場合においても受付期間外の提出は受理しない。郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限るものとし、表面に「成田市地域公共交通再編支援業務委託 応募書類 在中」と朱書きすること。

なお、持参の場合は、書類の確認を行うため、事前に来庁時間を予約すること。

（提出先及び問合せ先）

〒286-8585 千葉県成田市花崎町760番地

成田市役所 都市部 都市計画課

担当：飯島、古川、榛澤

電話：0476-20-1560（直通）

### 6. 参加辞退

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書等受付期限までに事務局（成田市役所 都市部 都市計画課）あてに参加辞退届（様式5）を提出すること。

### 7. 注意事項

参加表明書等の作成及び提出にかかる費用については提案者の負担とする。

### 8. 提出書類の作成・提出に係る留意事項

法人の概要及び本業務に類似した業務実績（様式2・3）

- ・品質管理の認証や個人情報保護に関する認証資格がある場合は、認証の写しを添付すること。

- ・業務実績については、国の事業等を活用している場合には、その内容を優先して記入することとし、「業務名称、発注者名、業務期間、契約金額、業務概要」を記入すること。また、業務実績を証する書類（契約書等の写し）を添付すること。

## （６）企画提案書の提出

企画提案書の提出を以下に基づき行うものとする。企画提案書等には、企画提案書等届出書（様式６）を付け、必要事項を記載のうえ、代表者印を押印すること。

### １．受付期間

令和６年１０月１日（火）～ １０月３日（木）午後５時（必着）

### ２．提出先

成田市役所 都市部 都市計画課（市役所５階）

### ３．提出書類

次の①～⑤の書類を８部（正本１部、副本７部）提出すること。

- ①企画提案書
- ②本業務の実施体制
- ③見積書（内訳書添付）
- ④工程表
- ⑤その他必要と思われる資料

### ４．提出書類の作成・提出に係る留意事項

#### １）企画提案書

連絡先等については、本プロポーザルの参加について、市から連絡を受ける部署、担当者名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを記入すること。

なお、企画提案書の作成において、様式はA4版横書きで片面10枚まで（表紙除く。A3折込の場合は2ページカウントとする。）とし、以下の内容で構成するものとする。

- ① 成田市地域公共交通再編支援業務委託にあたっての基本的な考え方（実施方針、強み等）
- ② 委託項目における実施内容及び方法
- ③ 業務実施工程・業務実施フロー
- ④ その他（会社の特徴、PRしたい事項等）

#### ２）見積書

法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

### ５．提出方法

持参または郵送とし、郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限るものとし、表面に「成田市地域公共交通再編支援業務委託 応募書類 在中」と朱書きすること。

なお、持参の場合は、書類の確認を行うため、事前に来庁時間を予約すること。

（提出先及び問合せ先）

〒286-8585 千葉県成田市花崎町 760 番地  
成田市役所 都市部 都市計画課  
担当：飯島、古川、榛澤  
電話：0476-20-1560（直通）

## 6. 企画提案書全般に係る留意事項

- 1) 参加希望者一法人につき、提案は一件とする。
- 2) 提出された書類は返却しない。
- 3) 提案に際し要した費用は、各提案者の負担とする。
- 4) 提出された企画提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- 5) 提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- 6) 提出された企画提案書を公表する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。
- 7) 以下のいずれかに該当する提案は無効とする。
  - ・ 提出方法、提出先、提案書受付期間に適合しないもの。
  - ・ 参加資格を満たさない者から提出されたもの。
  - ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - ・ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
  - ・ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
  - ・ 虚偽の内容が記載されているもの。
  - ・ この要領及び募集要項に定められた以外の手法により、選定審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。
  - ・ その他、行為が法令違反であり、審査結果に影響を与えられる恐れのあるとき。
- 8) プロポーザルは事業者の選定を目的に行うものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。すなわち、業務の詳細内容については、選定により決定した優先交渉権者と市との協議により決定するものとし、本要項の趣旨に反しない範囲で業務内容の修正等を行う場合がある。

## (7) 受注者の決定

### 1. 第一次審査

参加申込の際に提出された法人の概要（様式2）、業務実績調書（様式3）の書類について、審査（第一次評価）を行い、提案者を3者以下に選定する。

なお、選定結果については、後日電子メールで通知する。なお、選定結果の異議申し立ては受け付けないものとする。

### 2. 第二次審査

企画提案書を基にプレゼンテーションによる審査を行うものとし、第二次評価基準

に基づき評価を行い、第一次評価と第二次評価の評価点を合計して順位を決定する。

プレゼンテーションは、業務を受注した場合の実務担当者が行うこととし、出席者は本業務の実務担当者を含み、3名以内とする。

なお、持ち時間は30分以内とし、概ね20分程度の企画提案と10分程度の質疑時間を設けるものとする。

◆プレゼンテーション実施日時：令和6年10月10日（木）

なお、開催時間及び集合時間、会場等は、企画提案書提出対象者に通知するものとする。順番は、参加表明をした順とする。机、椅子、電源、スクリーン及びプロジェクタは市で用意し、それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

3. 評価基準

次の観点から総合的に評価し、最も評価の高い事業者を選定する。

また、評価基準の項目及び配点（150点満点／委員）は次のとおりとする。

なお、評価基準に係る問合せには応じない。

	評価項目	着眼点	配点
第一次評価	経営状況	法人の規模、財務状況、資金繰りの状況等が安全かつ健全と見込まれるか。	20点
	過去の業務実績	過去に地域公共交通に関するデータ分析やワークショップの企画・運営支援といった本業務と同種または類似の業務実績はあるか。	20点
	認証の有無 ※「有」：5点 「無」：0点	品質管理の認証資格の有無（ISO9001） 個人情報保護に関する認証の有無（プライバシーマーク使用許諾若しくはこれと同等の個人情報保護に関する認証、またはISMS若しくはこれと同等のセキュリティマネジメントシステムの認証）	5点 5点
第二次評価	プレゼンテーション能力	・説明が分かりやすく、質疑に対する応答が迅速・明確か。 ・知識・経験に裏付けられた実現可能な提案であるか。 ・業務内容、業務背景、手続きを理解し、積極性が見られるか。	8点
	データの集計・分析	地域公共交通に関わるデータについて、使用するデータの種類と集計・分析方法、また独自所有データの種類や活用方法について具体的に提案されているか。	20点
	本市の現状の理解と事業実施の方向性	・本市の現状を把握したうえで、目指すべき方向性を導き出すための具体的な提案がなされているか。 ・講義内容や使用するコンテンツについて具体的に提案されているか。 ・ワークショップの手法・内容について具体的	20点

		に提案されているか。	
	業務の実施体制	業務体制が具体的に示されており、業務を適切に実施するために必要な知識・経験等を有する職員等の配置体制が確保されているか。	8点
	見積の妥当性	提案された内容に鑑み、見積の内容が明確であり、金額は妥当であるか。	12点
	業務の実施工程	・本業務の目的達成のために適切な実施手順が示されているか。 ・履行期限内に本業務を確実に遂行できるように、スケジュール管理が適切であるか。	12点
	独自の提案	過去の実績、ノウハウ、他事例（データ分析・ワークショップ企画運営・公共交通サービスの導入等）を踏まえ、革新的な独自提案であるか。	20点

#### 4. 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の選定は、別紙「成田市地域公共交通再編支援業務委託」プロポーザル実施要領に基づくものとし、市ホームページにおいて優先交渉権者の事業者名等を公表する。

#### 5. 選定結果の通知

発注者は、実施要領に基づき開催された選定委員会の結果を全提案者へ通知するものとする。

なお、審査及び選定結果に係る問合せには応じない。

また、応募者は、審査、選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

#### 6. 受注者の決定

発注者は、選定された優先交渉権者を受注者として決定する。

### (8) プロポーザルの変更・中止

本市の都合またはプロポーザルを公平に執行することができないと認めるとき、その他やむを得ない事情により、要項のとおり実施することができないときは、プロポーザルを変更または中止する場合がある。

これらを理由に変更または中止となった場合において、提案者は、応募に関する一切の経費を市に請求できないものとし、異議申し立てをすることもできないものとする。